

「<ナント>W e b -ビジネスバンキング利用規定」新旧対比表

【2023年10月】

この度、<ナント>W e b -ビジネスバンキングのログインページ内にパスワードに関する諸届ができるメニューを追加しましたことに伴い、以下の条項の下線部を新設・改定いたします。

	(改定後) 新	(現 行) 旧
<ナント>W e b -ビジネスバンキング 利用規定	<p>第4条 本人確認</p> <p>7. 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。 <u>サービス管理責任者の利用を再開するには、パスワードに関する諸届による届出、または、当行ホームページの所定の画面から「ワンタイムパスワード」または「スマートフォン認証」の機能を利用し、「ログインパスワード」および「取引実行パスワード」の停止解除および再設定ができるものとします。また、登録利用者の場合は、サービス管理責任者にてインターネット上の所定の画面から手続きしてください。</u></p> <p>第5条～第19条 (略)</p> <p>第20条 解約など</p> <p>5. 当行からの解約</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、<u>またはお客さまが発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6ヵ月以内に生じた場合に限りです）</u></p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 不正操作（不正なログイン、複製、改変、改竄等を含みます）があった場合</u></p>	<p>第4条 本人確認</p> <p>7. 本サービスの利用について届出と異なるログインパスワードまたは取引実行パスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は、当該パスワードの利用を停止します。 <u>当該パスワードの利用を再開するには、登録利用者の場合はサービス管理責任者に、サービス管理責任者の場合は当行に連絡のうえ所定の手続きをとってください。</u></p> <p>第5条～第19条 (略)</p> <p>第20条 解約など</p> <p>5. 当行からの解約</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>(新設)</p>

	(改定後) 新	(現 行) 旧
<p><ナント>Web-ビジネスバンキング 利用規定</p>	<p><u>(8) 本サービスの利用を申し込みされる以前に既に本サービスにかかる契約を締結されたことのあるお客さまにおいて、本項（当行からの解約）に基づく解約、手数料の支払回避を目的としたと思われるサービス利用の取り止めまたは解約、その他の不正な目的にて本サービスを利用した事実が認められるとき</u></p> <p><u>(9) 法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）に違反し、または犯罪等への関与が疑われる等の相応の理由があるとき</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>6. その他の解約</u></p> <p><u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当行が通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>(1)お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>(2)お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p>	<p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p>

	(改定後) 新	(現 行) 旧
<p><ナント>Web-ビジネスバンキング 利用規定</p>	<p><u>C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>(3)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A.暴力的な要求行為</u></p> <p><u>B.法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E.その他AからDに準ずる行為</u></p> <p><u>7. (略)</u></p> <p>第21条～第27条 (略)</p>	<p>6. (略)</p> <p>第21条～第27条 (略)</p>

	(改定後) 新	(現 行) 旧
<p><ナント> Web-ビジネスバンキング ワンタイムパスワード利用規定</p>	<p>第 5 条 OTP の利用</p> <p>3. 当行が保有する OTP と異なる OTP が当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は当該 OTP 利用者の本サービスの利用を停止します。この場合、お客さまが本サービスの利用再開を希望する際は、<u>OTP の利用解除が必要になります。</u>「<ナント> Web-ビジネスバンキング パスワードに関する諸届」（以下「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用再開する OTP 利用者を指定のうえ、<u>お客さまご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は 当該 OTP 利用者の OTP の利用解除措置を講じます。なお、「パスワードに関する諸届」による届出に代わり、サービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から利用解除の手続きを行うことで、当該 O T P 利用者の本サービスの利用解除ができます。利用解除手続後、OTP 利用者は、第 4 条第 1 項に従って OTP 利用開始の登録を行ってください。</u></p> <p>第 6 条 OTP 利用の一時停止・再開</p> <p>3. お客さまが OTP の一時的な利用停止を希望する場合は、<u>OTP の利用解除が必要になります。</u>「パスワードに関する諸届」に従い、利用停止する OTP 利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は 当該 OTP 利用者の OTP の利用<u>解除</u>措置を講じます。<u>なお、「パスワードに関する諸届」による届出に代わり、サービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで、当該 O T P 利用者の本サービスの利用解除ができます。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. お客さまが OTP の利用再開を希望する場合には、<u>第 4 条第 1 項に従って OTP 利用開始の登録を行ってください。</u></p>	<p>第 5 条 OTP の利用</p> <p>3. 当行が保有する OTP と異なる OTP が当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は当該 OTP 利用者の本サービスの利用を停止します。この場合、お客さまが本サービスの利用再開を希望する際は、「<ナント> Web-ビジネスバンキング パスワードに関する諸届」（以下「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用再開する OTP 利用者を指定のうえ、<u>お客さまご本人から当行への届出、または当行ホームページ上から利用再開の手続きを行ってください。この届出に対し、当行は当該 OTP 利用者の本サービス利用再開の措置を講じます。</u></p> <p>第 6 条 OTP 利用の一時停止・再開</p> <p>3. お客さまが OTP の一時的な利用停止を希望する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い、利用停止する OTP 利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該 OTP 利用者の OTP の利用<u>停止</u>措置を講じます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. お客さまが OTP の利用再開を希望する場合には、<u>「パスワードに関する諸届」に従い、利用再開する OTP 利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行へ届け出てください。この届出に対し、当行は当該 OTP 利用者の OTP 利用再開の措置を講じます。</u></p>

	(改定後) 新	(現 行) 旧
<p><ナント> Web-ビジネスバンキング フォンタイムパスワード利用規定</p>	<p>第 7 条 OTP の利用解除</p> <p>3.お客さまから OTP の利用を解除する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い利用解除する OTP 利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。<u>なお、「パスワードに関する諸届」による届出に代わり、サービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで、当該 O T P 利用者の本サービスの利用解除ができます。</u></p> <p>4.ハードウェアトークンまたは格納パソコンを変更する場合には、OTP の利用解除が必要になります。<u>この場合、前項に従いお客さまご本人から当行に届け出てください。なお、再度 OTP を利用する場合は、第 4 条第 1 項に従って OTP 利用開始の登録を行ってください。</u></p> <p>5. (略)</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p>	<p>第 7 条 OTP の利用解除</p> <p>3.お客様から OTP の利用を解除する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い利用解除する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。</p> <p>4.ハードウェアトークンまたは格納パソコンを変更する場合には、OTP の利用解除が必要になります。<u>この場合、前項の「パスワードに関する諸届」に従い利用解除する OTP 利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。なお、再度 OTP を利用する場合は、OTP 利用解除日の翌日以降に第 4 条第 1 項にしたがって OTP 利用開始の登録を行ってください。</u></p> <p>5. (略)</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p>
<p><ナント> Web-ビジネスバンキング スマートフォン認証利用規定</p>	<p>第 6 条 スマートフォン認証の一時停止・再開</p> <p>3.お客さまがスマートフォン認証の一時的な利用停止を希望する場合は、<u>スマートフォン認証の利用解除が必要になります。</u>「<ナント> Web-ビジネスバンキングパスワードに関する諸届」（以下「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用を一時停止するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該スマートフォン認証利用者の利用解除措置を講じます。<u>なお、「パスワードに関する諸届」による届出に代わり、サービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで、当該スマートフォン認証利用者の本サービスの利用解除ができます。</u></p> <p>4. (略)</p>	<p>第 6 条 スマートフォン認証の一時停止・再開</p> <p>3.お客様がスマートフォン認証の一時的な利用停止を希望する場合は、「<ナント> Web-ビジネスバンキングパスワードに関する諸届」（以下「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用を一時停止するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該スマートフォン認証利用者の<u>一時停止</u>の措置を講じます。</p> <p>4. (略)</p>

	(改定後) 新	(現 行) 旧
<ナント> Web-ビジネスバンキング スマートフォン認証利用規定	<p>5.お客さまがスマートフォン認証の利用再開を希望する場合には、<u>第 4 条第 1 項に従ってスマートフォン認証の利用開始の登録を行ってください。</u></p> <p>第 7 条 スマートフォン認証の利用解除</p> <p>3.お客さまからスマートフォン認証の利用を解除する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客さまご本人から当行に届け出てください。<u>なお、「パスワードに関する諸届」による届出に代わり、サービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで、当該スマートフォン認証利用者の本サービスの利用解除ができます。</u></p> <p>4.専用アプリ格納スマホの機種を変更する場合には、スマートフォン認証の利用解除が必要になります。この場合、前項に従い、<u>お客さまご本人から当行に届け出てください。なお、再度スマートフォン認証を利用する場合は、第 4 条第 1 項に従ってスマートフォン認証の利用開始の登録を行ってください。</u></p> <p>5. (略)</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p>	<p>5.お客様がスマートフォン認証の利用再開を希望する場合には、<u>「パスワードに関する諸届」に従い、利用再開するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行へ届け出てください。この届出に対し、当行は当該スマートフォン認証利用者のスマートフォン認証利用再開の措置を講じます。</u></p> <p>第 7 条 スマートフォン認証の利用解除</p> <p>3.お客様からスマートフォン認証の利用を解除する場合は、「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。</p> <p>4.専用アプリ格納スマホの機種を変更する場合には、スマートフォン認証の利用解除が必要になります。この場合、前項に従い<u>「パスワードに関する諸届」に従い利用解除するスマートフォン認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。なお、再度スマートフォン認証を利用する場合は、スマートフォン認証利用解除日の翌日以降に第 4 条第 1 項にしたがってスマートフォン認証の利用開始の登録を行ってください。</u></p> <p>5. (略)</p> <p>第 8 条～第 9 条 (略)</p>
<ナント> Web-ビジネスバンキング 口座振替利用規定	(略)	(略)
口座振替収納事務取扱規定	(略)	(略)
ワイドネットサービス収納事務取扱規定	(略)	(略)